

改正後	改正前
<p>歯科技工士法施行規則（抜粋） 昭和三十年九月二十二日厚生省令第二十三号</p> <p>目次 第一章 免許（第一条—第五条） 第二章 試験（第六条—第十一条） 第三章 指示書及び歯科技工所（第十二条・第十三条） 附則</p> <p>第三章 指示書及び歯科技工所 （指示書） 第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 患者の氏名 二 設計 三 作成の方法 四 使用材料 五 発行の年月日 六 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地 七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地 （届出事項） 第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次の通りとする。</p> <p>一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>歯科技工士法施行規則（抜粋） 昭和三十年九月二十二日厚生省令第二十三号</p> <p>目次 第一章 免許（第一条—第五条） 第二章 試験（第六条—第十一条） 第三章 指示書及び歯科技工所（第十二条・第十三条） 附則</p> <p>第三章 指示書及び歯科技工所 （指示書） 第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 設計 二 作成の方法 三 使用材料 四 発行の年月日 五 発行した歯科医師の住所及び氏名 六 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称</p> <p>（届出事項） 第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次の通りとする。</p> <p>一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）</p>

改正後	改正前
<p>二 開設の年月日</p> <p>三 名称</p> <p>四 開設の場所</p> <p>五 管理者の住所及び氏名</p> <p>六 業務に従事する者の氏名</p> <p>七 構造設備の概要及び平面図</p> <p>2 法第二十一条第一項後段の規定により届け出なければならない事項は、前項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項とする。</p> <p><u>(歯科技工所の構造設備基準)</u></p> <p><u>第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。</u></p> <p><u>二 歯科技工を円滑適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。</u></p> <p><u>三 手洗設備を有すること。</u></p> <p><u>四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区分されていること。</u></p> <p><u>五 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。</u></p> <p><u>六 照明及び換気が適切であること。</u></p> <p><u>七 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>八 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。</u></p> <p><u>九 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。</u></p> <p><u>十 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。</u></p>	<p>二 開設の年月日</p> <p>三 名称</p> <p>四 開設の場所</p> <p>五 管理者の住所及び氏名</p> <p>六 業務に従事する者の氏名</p> <p>七 構造設備の概要及び平面図</p> <p>2 法第二十一条第一項後段の規定により届け出なければならない事項は、前項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>十一 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。</u></p> <p><u>十二 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的にかつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。</u></p> <p>第十四条 法第二十七条第二項に規定する証明書は、様式第五号による。</p>	<p>第十四条 法第二十七条第二項に規定する証明書は、様式第五号による。</p>